平成30年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第1号)

平成30年9月6日(木)午前9時開議

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	abla
口性另上	- 云	乜

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第49号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第50号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第51号 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第52号 平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第53号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第10 議案第54号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第11 議案第55号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第56号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第57号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第14 議案第58号 平成29年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について

日程第15 議案第59号 平成29年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について

日程第16 議案第60号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算(第2号)

日程第17 議案第61号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第62号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第63号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第64号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第21 議案第65号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇本日の会議に出席した議員

1番 松野貴志

2番 今木 啓一郎

3番	北	倉	利	治	4 智	息	<u>.</u>	居	佳	史
5番	小	Ш		理	6 智	春 杉		原	克	巳
7番	若	園	正	博	8 智	奔 森	Ŕ		治	久
9番	庄	田	昭	人	10智	著	<u>+</u>	井	千	尋
11番	清	水		治	12者		<u>-</u> ;	瀬	武	雄
13番	堀			武	14者		<u>-</u> ;	瀬	時	男
15番	若	園	五	朗	16耆	† <	ま	がい	さち	, _
17番	松	野	藤四	回郎	18君	静 藤		橋	礼	治

〇本日の会議に欠席した議員(なし)

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市		長	棚	橋	敏	明	副	Ī	Ħ	長	早	瀬	俊	_
教	育	長	加	納	博	明	政	策了	色画	監	巣ス	2内		亮
企 画	部	長	椙	浦		要	総	務	部	長	広	瀬	充	利
市 民	克 部	長	児	玉		等	巣管	南理	庁 部	舎長	松	野	英	泰
都市藝	整備音	邓長	鹿	野	政	和	環	竟水	道剖	3長	広	瀬	進	_
会計	管 理	! 者	清	水	千	尋	教	育	次	長	Щ	本	康	義
監 査事 務	委局	員 長	高	Щ	浩	之	地高	域齢	福課	祉 長	児	玉		太
代表題	監査委	美員	井	上	和	子								

〇本日の会議に職務のため出席した事務局職員

 議会事務局長
 広瀬照泰
 書記
 社山詔子

 書記
 宇野伸二

開会及び開議の宣告

○議長(藤橋礼治君) どなたも改めまして、おはようございます。

ただいまから平成30年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

また、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝より御苦労さまでございます。よろしくお 願いをいたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤橋礼治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号2番 今木啓一郎君 と17番 松野藤四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(藤橋礼治君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10月1日までの26日間にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から10月1日までの26日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(藤橋礼治君) 日程第3、諸般の報告を行います。

9件報告します。

まず、6件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長(広瀬照泰君) 議長にかわりまして、6件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成30年6月分及び7月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第5項の規定による随時監査の結果報告を同条第9項の規定

により監査委員から受けております。

瑞穂総合クラブ運営業務委託に対する監査が、5月31日から7月26日まで行われ、平成29年度に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、また監査の実施において必要と認められた場合は、平成28年度以前及び平成30年度以降についても対象として実施されました。

瑞穂総合クラブ運営業務委託に対する監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

特定非営利法人Link-upみずほとの平成28年度の財政援助(補助金)に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、5月31日から7月26日の期間で監査が行われました。

また、監査の実施において必要と認められた場合は、平成27年度以前及び平成29年度以降の財政援助についても対象として実施されました。

財政援助団体等の監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりでございます。

4件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、6月29日に瑞穂市給食センターを対象に実施され、財務の執行状況はおおむね適正 に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他、監査の意見と結果については、お手元に配付のとおりです。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。

8月27日に第280回岐阜県市議会議長会議が恵那市で開催され、議長、副議長と、私の3人が出席しましたので報告します。

本議長会は、7月7日に開催予定でしたが、平成30年7月豪雨で県内各地に大雨が降り、災害等が発生したため延期になったものでございます。

会議では、平成30年2月1日から平成30年8月26日までの会務報告の後、平成29年度決算の 認定など4議案が審議され、いずれも原案のとおり可決または認定されました。

なお、次回の県市議会議長会議は、1月に土岐市で開催される予定です。

6件目は、議員派遣の結果報告です。

8月5日に、郡上市のめいほうスキー場にて岐阜県消防操法大会が開催されました。

当市から市消防団が出場したため、応援、激励を行いました。結果は6位入賞でした。

なお、平成31年度の岐阜県消防操法大会は高山市で開催される予定です。

以上でございます。

○議長(藤橋礼治君) 以上、報告した6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

7月24日に東京のアットビジネスセンター池袋駅前別館において開催された議会広報の議員 セミナーについて、くまがいさちこ君から報告を願います。

16番 くまがいさちこ君。

〇16番(くまがいさちこ君) おはようございます。

傍聴の皆様もありがとうございます。

それでは、議会広報編集委員会の研修について報告をいたします。

東京池袋で行われ、参加者は広報委員の4人、清水治委員、北倉利治委員、鳥居佳史委員、 それにくまがいでした。

講師は吉村潔さんで、広報アドバイザーとして全国広報コンクールの審査員を務め、議会事務局にもありますが、地方議会人という薄い冊子ですが、この中で市町村議会広報クリニックを隔月に担当してみえます。

それでは、研修の内容を報告いたします。

研修は、この分厚い資料集が2冊用意され、午前中が1冊と午後が1冊、それをもとに議会 広報の大切な点を講義受けました。

大変多岐にわたるため、この中に書かれていることは省略します。これは議会広報のところ に置いておきますので、ごらんになっていただきたいと思います。講師が、その項目ごとにま とめて言われたことを報告いたします。

まず、全体のテーマは議会広報のリニューアル、何をどう変えていくのかということでした。 午前の講義は、全般的な要点の後、リニューアルの全国的な今の傾向、事例を講義され、午 後は、全国17の市町からあらかじめ出された議会広報紙、議会だよりですね、それのクリニッ ク診断ということを精力的に5時まで受けました。

議会事務局が瑞穂市の広報も送っていただいてありましたので、それについても御報告申し 上げます。

では初めに、午前の全般的な要点から報告いたします。11項目申し上げます。

まず、議会広報というと、私たちは広報紙、議会だよりしかちょっと思ってなかったなと反省するんですが、この種類は大きく3種類あり、1つは会議録、2つ目議会広報紙、議会だより、そしてウエブ、インターネット、この3つだと初めに説明がありました。

今は、ビジュアル化の時代で、読む広報から見る広報へ大きく変わっている。

3、見る広報、ウエブサイトが現在は基本である。これを議会だよりなどと会議録などとど うトータルに整備するかが議会広報の大きな課題であると言われました。

4つ目、議会だより、読む広報紙は紙面にインターネットのQRコードをつけ、その場です ぐに一般質問とその資料と会議録へつなげる、すぐ見れるように、飛んで行けるようにする。 もう既にしてあるところの事例を幾つも上げられました。

5つ目、若い人に読んでもらえる広報へ脱皮すること。そのためには、ウエブサイトが基本 であり、これが読めない人には広報紙、紙媒体の議会だよりであるということが基本だそうで す。

6、力ある議会サイト。現状の9割は魅力ない。議会への住民参加を招けるような議会サイトへしなければならない。

議会広報へ住民参加、これは紙媒体もそうです。

議会報告会を意見交換会に切りかえていくこと。委員会、懇談会、市民も招いた委員会ごとの懇談会を実施すること。

単なる閲覧制、項目をクリックするとその項目だけ出てくるという閲覧制から一覧制へ。全体が閲覧できるというふうにすること。例えば、定例会の内容は最初の見開き2ページで俯瞰、初めから終わりまで全部閲覧、見られるようにすること。

まちを元気にするなら何でも取り入れること。これが11の最後でした。

次に、現代の全国的なリニューアルの事例を17申し上げます。

動画配信と広報紙をドッキングさせること。別々にしないこと。

表紙のことを申し上げます。表紙に市民モデルを採用するとか、特定の店を取り上げるところがふえている。この市民モデルについては、美容院と写真館の撮影つきというまちもあるそうです。あと、住民の何人かの顔写真を大勢載せるとか、住民の手を幾つも載せるとか、そういうのもあるそうで、表紙から変えなければならない。また、高校がある事例でしたが、高校の写真部や美術部の作品を載せると。これもすごくいいと言われました。

それから、議案について申し上げます。

議案は、日程順、議案番号順に羅列しない。賛否が分かれたものをクローズアップして、その争点を載せること。そうすると、議会で何が起こっているのかがわかると。議案資料も検索できるようにしておくこと。会派別に予算についての意見を載せるとか、また決算から予算への提言も会派別に掲載するとよい。

見出しについては、読みたくなる見出し、文章の中へ誘えるような見出しをつけること。

また、スターバックスコーヒーがプラスチックストローをやめる広報をしたように、時宜を 得た広報をすること。

市民に対してはいろんなアプローチが必要である。四日市市や新宿区はアンケートを実施している。

視察のまとめ方。単なる視察先のことを掲載するのではなく、自分のまちの現状と比較して 載せること。

アプリを使ったスマホ対応はコスト増となるけれど、先行きの職員減に対応できる。

意見交換会は、例えば高校生と商工会とというふうに設定するところもふえているそうです。 最後に、特集ページをつくる。例えば委員会特集、災害特集、在宅医療などを言われました。 これらは全て、この分厚い資料に基づいて言われましたので、繰り返しますが議会事務局に 置いておきます。

次に、午後の議会だよりクリニックから、事務局が送ってくださった瑞穂市議会だよりの第60号というのはことしの6月1日発行の分ですが、これについて、事細かに御批評を受けました。

25項目ありましたが、まず、誰が議会だよりをつくるか。議員がどこまでかかわるのか。議会事務局がほとんどつくると、平均的なものになってしまう。リニューアルできるところは議員が多くかかわっている。事務局がほとんどつくると、議案内容をトップに持ってくるけれど、議員が多くかかわると一般質問を前面に出したいのでそのように編集する。町村議会は議員がかかわる場合が多いそうで、これはびっくりしました。瑞穂市議会だよりの全体が16ページは、非常に合理的なページ数だそうです。

次に、辛口の批評が幾つか続きました。

表紙がおとなしい。最初の見開き2、3ページにインパクトがない。続けて読む気にならない。最初の見開きで議会の全日程が俯瞰でき、あとはポイントを絞って大事なところを掲載するとよい。2ページから6ページまで議案採決までのプロセスはあるが、議会日程順の記載であり、読み手にとって特徴がないそうです。全体として瑞穂市議会だよりは真面目だがかなりおとなしい、もっとめり張りを。メッセージ性が出るとよい。

次に、全体の構成ですが、写真というのは一目でわかり、文章は時間軸を追って説明するもの。そして見出しは文章の中へ入って行ける、誘うようにするものなので、見出しと写真と文章で各ページを構成すること。また、本会議と各委員会の報告は、おのおの2ページずつ、つまり見開きページですね、に納まるようにして、途中で次のページに行かないこと。意見交換会のまとめはそっけなさ過ぎると、議会からのメッセージがないと言われました。次号、議員が座談会を設けてそれを載せるとか、単なる報告で終わらないことと言われました。

一般質問について申し上げます。

8ページから15ページの一般質問について、議員の氏名には振り仮名をつけること。ホームページも同じだそうです。上段と下段の間に横線が入っているんですが、この横線の上と下はもっとあける、余白をつくりなさいと。余白をつくるためには文章を短くしなきゃいけない。文章は幾らでも短くできると言われました。そうすると余白ができますと。各議員の記事の中の縦線、こういうふうにこっち側に1つの質問、こっち側に2つ目以降となっているんですが、この縦線は横線のほうがいいそうです。線というのは中身や内容がよりわかるように統一すること。最後に審議結果一覧表、最終ページです、は全会一致の議案と賛否の分かれた議案に分

けたほうがよい。議案の内容も短く書くとよいというアドバイスを受けました。

まとめとして、私が、今までの話に余り出てこなかったけれど課題と思ったことを申し上げます。

文章、私たちは話し合い、議論を文章にして発表するわけですが、話し言葉を書き言葉に変換する技術が弱いと思いました。だから長くなっちゃうんですね。つまり、文章を要約、単に短くではなくて要点をちゃんとつけて短くする技術が、職員の皆様も議会だよりを点検してくださるわけですが、議員も必要だと思いました。まず、この研修が私たちには必要だと思いました。リニューアル以前の問題だと思いました。あと、見出しが大変大切なので、つけ方の技術も必要です。

あと2つですが、広報委員の人数4人は少な過ぎると思いました。よそは5人から8人というところが多いんですね。委員会を4つから3つに減らしちゃったもんですから、広報委員も各委員会から出してますので1人減っちゃっているんですね。これもどういうふうにしていったらいいのか妙案はありませんが、少な過ぎるなあと思いました。

それから、広報委員は任期が1年になっています。他市町はわかりませんが、1年だと、研修してきても直せるものが、期間がもうあと短くなっちゃうと思いました。

以上ですが、今回の広報委員会の研修が実現できたのは、私も前から希望を出してきましたが、去年の広報委員長の松野藤四郎議員がやるべきだということを去年の委員会で発言してくださって実現したものです。このように少しずつでも、地味ですが、議会を皆さんでよくしていきたい、この研修はその小さな一歩というか成果であったなあと感謝申し上げます。以上で終わります。

あした、広報委員会で、どういう点をとりあえずリニューアルしていけるかを話し合うこと になっております。以上で終わります。

○議長(藤橋礼治君) 次に、8月8日から10日の市町村議会議員研修政策法務について、鳥居 佳史君から報告を願います。

鳥居君。

〇4番(鳥居佳史君) おはようございます。

議席番号4番 鳥居佳史です。

平成30年度の市町村議会議員研修が大津で3日間コースで行われ、私が参加してきました。 この地方議員のための政策法務、政策実現のための条例提案に向けてというタイトルの内容 の研修です。参加者は総勢62名。

まず研修のポイントとして1つ、この講義によって、地方議員に必要とされる政策法務に関する基礎的な知識の習得、この政策法務については後ほど御説明しますね。2つ目、グループ演習によって、実際に条例大綱、条例文案等を作成して、条例立案を実際に体験すること。大

きなポイントはこの2つです。

まず初日の講義では、地方議員と政策法務について、帝京大学法学部教授の井川博氏と、新 潟大学経済学部教授宍戸邦久氏、2名による講義がありました。お二人とも総務省の出身で、 この法律の実際の作成業務にかかわっておられた方です。

この政策法務について、どういうものかということについて、こういうことです。

政策法務とは、法、つまり法律や条例を課題解決、政策実現の手段として捉え、そのために どのような立法、運用、訟務、訟務というのは訴訟の訟、務は公務の務ですね。要は訴訟の全 般のことですね。この訟務が求められるかを検討、評価し、実行することです。

政策法務、特にその中心的な手法である自主立法、つまり地域の実情に合った独自の条例の 制定や、自主解釈、つまり地域の実情に合った法令の独自解釈、このようなことを活用するこ とで、課題を解決し政策を実現する可能性が広がるという内容のことが、政策法務のことです。 私なりに平たく解釈すると、自治体が目標を達成するために、法的な観点からの合理的な判 断を行いながら仕事をするということかなと。

そもそも、この地方自治体に政策法務を使用した行政組織が設置されたのは、平成9年の東村山市の政策法務課が最初であるとのことです。

この地方議員に政策法務を学ぶ動きの背景としては、自治体行政への住民参加の動きと、議会改革及び議会への評価の動きに対して、議会の活性化が求められ、単なる政策監視機能から政策立案強化への動きが出てきたという動きです。そして同時に、政策立案強化をすることは、並行して政策監視機能の強化にもつながるということであります。

さて、詳細に入りまして、法律と条例の関係について、これはちょっと専門用語というかよく出てくる言葉ですので、まず紹介がありました。上乗せという言葉があります。これは法律と同一の目的で、法律よりも厳しい規制を求める条例作成をすることであります。横出し、これは法律と同一の目的で規制を行う場合で、法律で規制されていない事項を規制する条例のことであると。いずれの場合も、法律と条例のそれぞれの趣旨、目的、内容及び効力を比較し、両者の間に矛盾がない場合に認められるという内容のものです。

次に、条例制定のポイント、一番大事なこととしては、立法事実の検証。これは、法律、条例の基礎となり、それを支える一般的な事実、立法を行う際にその必要性、正当性、合理性を基礎づけるような社会的、経済的、政治的な事実を検証。立法事実、なぜ条例を制定しなければならないのかという現状の分析ということですね。それを明確に把握してということです。

次に、法的課題の明確化。どんな問題を条例制定によって解決するかを明確化すると。

3つ目、条例制定の目的の明確化。課題、必要性の具体的な検討が大切であると。かつ、住 民にわかりやすい内容とするということです。

次に、条例で規定すべき内容の検討として、施策、項目、内容の検討。そして次に、適切な

手法の選択。どういった方法をとるか。例えば3つほど手法があると。規制的手法、つまり禁止、合意の義務づけ、許可届け出制などを確定する規制的手法。次に誘導的手法、補助とか情報提供、行政指導という内容のものです。3つ目、調整的手法、あっせん、調停、苦情処理。このような3つの具体的な手法があるとのことですね。

最後に、条例の執行による経費の検討も必要だと。

次の別の視点で、条例の法的妥当性。これは憲法、法律に違反しないということです。 次、条例制定と議会の役割です。

市長の提出する条例の審査、チェックをするという役割。そして、議員の条例の立案、議会への提出。住民の立場に立って、自治体の施策や運営の基本を定めるものであり、例えば、今よく行われてつくられているのが自治基本条例、住民参加条例、議会基本条例、住民投票条例などが上げられます。縦割りの行政組織の枠を越え、住民NPOとの連携を図って推進する必要がある施策に関するものとしては、安全、安心のまちづくり条例とか、ぽい捨て条例などがあります。

次に、議員立法の限界ということで、提案権が首長に専属すると考えられている条例としては、組織内部に関する条例が当たります。提案権が議員に専属すると考えられている条例、これは議会の組織に関する条例。そして次に、議員立法の限界という大事な視点だと思いますけれども、予算と条例のことですね。予算に伴うもの。自治法222条に、予算の措置が的確に講ぜられる見込みがなければ、条例を提出できないという一文があります。これは、財政負担を伴う条例を議員提案する場合は、当該団体の財政状況を考慮し、かつ執行部の意見を聞き慎重に期することが望まれると。つまり、これこそ議員立法できるんですけども、財政の面で補填というか担保されなければいけないので、まさに議会と行政がその辺を綿密に連携することが必要となるということだなあと思いました。

研修2日目は、条例立案の演習がありまして、4つの条例のテーマによってそれぞれのグループに分かれました。議会基本条例と住民参加活動推進条例、3つ目として支え合い活動推進条例、4つ目、空き家などの適正管理に関する条例の4つの条例の演習があり、私は支え合い活動推進条例の中で演習に加わりました。2日目、9時25分から16時まで実質8時間、これはかなり、初めての経験でしたけれども大変でした。本当に脳の汗をしっかりかかせていただいた演習でした。

研修3日目は、この2日目に8時間かけてつくりました条例の発表と質疑応答とで終わりました。

研修を通して、私は1つ申し上げますと、条例制定業務、大変な労力が必要でした。これを 身に実感をもって感じまして、このでき上がったときにはすごい達成感はありました。しかし、 大切なことは、課題解決が実際になされることが重要で、立法はそのためのあくまでも手段で あると、行政も議会も課題解決という最終目的を常に心がけることが大事であるということを 感じた次第であります。

以上で研修報告を終わります。

〇議長(藤橋礼治君) 次に、8月27日の市町村議会議員セミナー、議会改革の新たな動向と課題について、北倉利治君から報告を願います。

3番 北倉利治君。

○3番(北倉利治君) 議席番号3番 北倉利治です。

平成30年度市町村議会議員セミナーが、8月27日県民ふれあい会館で開催されました。瑞穂市から議員6名が参加をしました。

科目は、議会改革の新たな動向と課題というテーマで、講師は山梨学院大学大学院法学部の 江藤俊昭教授でありました。江藤教授は議会改革の専門で、地方議会改革などの本もたくさん 出してみえますし、可児市の議会とも関連を持ってみえる方です。

この研修は90分と短く、大変重要な課題であるのにちょっと短い説明でしたので、私もわかる範囲内のところだけ報告をさせていただきたいと思います。

1番目に住民自治の根幹として、議会の操作、議会改革の本旨への突入ということで、1番、新たな議会、閉鎖的でなく住民と歩む議会、質問の場だけでなく議員間討議を重視する会議、追認機関だけでなく首長との政策討議する会議、この3つがこの新たな会議ということで、住民との意見交換などで市民の意見を聞くということ、住民参加できる議会をつくるということです。

もう一つの議員間討議するということは、質問だけでなく会派ごとで話し合いをして、それ から活動するということが大切だと言われました。また、行政間だけでなく、首長と政策討議 をするということが新しい議会ができていくということだと言われました。要は住民と議会と 首長のトライアングルをしっかり組んでいくということが大切だということを聞きました。

その次に、2番目に思いつきでない改革、3番目に議会基本条例の展開、4番目に地方自治の対等と二元代表制という講義を受け、2つ目のステージにまいりました議会改革の本旨の第2ステージ、この改革をして次にどうしていこうかというような講義でありました。

私どもの議会としては、議会基本条例に伴って議会改革はまだまだ始まったばかりだと思っております。先生の言われる中では、今後は他の市町村の例をしっかり見て、TTP、徹底的にパクるということをする、また議会改革によるPDCAサイクルの提案は重要であると言われました。

本当にまだまだたくさんの話を聞けましたが、私どももまだ始まったばかりということで、 まとまりがつきません。しかし、この研修が無駄にならないよう、今後の議会改革に生かして いけるよう頑張りたいと思います。 報告を以上で終わります。

○議長(藤橋礼治君) これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長(藤橋礼治君) 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長棚橋敏明君。

〇市長(棚橋敏明君) 皆さん、おはようございます。

それでは、8件の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成30年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告します。 平成30年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月24日、岐阜市柳津公

民館において開催されましたので、その状況について報告します。

議案は2件であり、概要は次のとおりであります。

議案第8号平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ61億7,566万6,000円を追加し、総額2,545億7,428万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、平成29年度療養給付費の過年度精算に係る市町村支出金8,329万2,000円、 決算額確定に伴う繰越金60億9,237万4,000円であります。

歳出の主なものは、平成29年度諸支出金の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金61 億7,566万6,000円であります。

議案第8号に対する質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計につきましては、歳入総額 2 億5,007万1,000円、歳出総額 2 億3,393万8,000円で、 差し引き額は1,613万3,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金2億1,650万6,000円であります。

歳出の主なものは、総務費2億3,245万7,000円であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,536億2,101万4,000円、 歳出総額2,416億5,578万1,000円で、差し引き額は119億6,523万3,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村支出金428億8,429万6,000円、国庫支出金827億5,813万1,000円、 支払基金交付金974億5,185万円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費2,357億501万4,000円、諸支出金45億8,197万3,000円などで

あります。

議案第9号に対する質疑・討論はなく、全会一致で認定されました。

なお、平成30年7月豪雨により災害救助法が適用された13市6町2村の合計21市町村における後期高齢者医療制度の被保険者に対して、窓口一部負担金の免除及び保険料の減免の特別対策を実施しております。

詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、ごらんいただける とありがたいと思います。

次に、報告第11号専決処分の報告について(損害賠償その1)及び報告第12号専決処分の報告について(損害賠償その2)を報告いたします。

平成30年5月8日、瑞穂市本田地内の信号機が設置されていない交差点にて、公用車と相手 方自転車が出会い頭に接触した事故について、和解し、賠償額を定めることにつき専決処分し たものであります。

続きまして、財政の健全化判断比率等に関する報告を一括して申し上げます。

報告第13号平成29年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第14号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第15号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第16号平成29年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成29年度決算に基づき算定した 結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、いずれも発生し ておりませんでした。実質公債費比率につきましては、前年度より0.1%増の1.6%となりまし た。よって、ここに監査委員の意見を付して報告します。

続きまして、報告第17号専決処分の報告について(損害賠償その3)を報告します。

平成30年5月8日、瑞穂市宮田地内における市道のくぼみが原因で、相手方運転の車両が損壊した事故について、和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、8件につきまして、行政報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(藤橋礼治君) これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第49号から日程第21 議案第65号までについて(提案説明)

○議長(藤橋礼治君) 日程第5、議案第49号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第65号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

市長提出議案について、議案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長(棚橋敏明君) まず、9月4日に上陸しました台風21号について報告させていただきます。

今回の台風について、気象庁によれば、日本に上陸した台風としては25年ぶりの非常に強い 台風ということでした。当市も警戒本部を設置し、台風の襲来に備えましたが、今回の台風は、 桜の木や街路樹の倒木、家のトタン屋根が飛ぶなど風による被害報告が多数ありました。特に 風による電柱などの倒壊により、ライフラインである電気が停電となり、復旧に時間がかかっ たことで信号機がつかないなどの交通被害もありました。

当市は、昔から水害に悩まされてきた地域ですが、今回の台風で風による被害の対応についても大いに考えさせられる台風となり、大きな教訓を得ました。今後、当市としましても今回の教訓をもとに、あらゆる災害に対して備えを万全に期してまいりたいと考えています。適切な対応とはいかにあるべきか、あるいは適切な情報提供はどうあるべきか、さらには新しい事象に対して、その備えについてあわせて考えていきたいと考えております。

さて、ことしの夏は、酷暑とはこういうものかと感じる毎日が続いておりましたが、9月に入り、ようやく秋の気配が漂い始め、朝夕はしのぎやすくなってまいりました。まずは、議員の、そして市民の皆様方に残暑のお見舞いを申し上げるとともに、本日、平成30年第3回瑞穂市議会定例会に御出席を賜りましたこと、お礼を申し上げます。また、この酷暑において小・中学校へのエアコン設置を他市町に先んじて進めたことは、子供たちの生命を守る上で大いに効果を発揮しました。これもひとえに議員の皆様方のお力添えのたまものと感謝しております。

さて、冒頭に述べましたとおり、例年になく暑かったことしの夏でしたが、穂積駅前の夜市やビア・マルシェ、また汽車まつりや各地区で催された夏祭りなど多彩な行事は、その暑さを吹き飛ばすほどの熱気にあふれ、瑞穂市の活気とこれからの飛躍を予感させてくれるような、市民の力強さと頼もしさを感じる次第であります。

また、本年度からまちづくり基本条例に基づき、市民と行政の協働のまちづくりを目指すため、各小学校区ごとでタウンミーティングを開催しました。このタウンミーティングでは、それぞれの小学校区で地域の課題についてテーマを決め、私を含め行政と市民の皆様方で、それぞれの立場で課題解決のために何ができるのか、また、どうしたらみんなの望むまちになるのかを一緒に考えながら、協働の理念のもとワークショップ形式で話し合いを行いました。

そのキックオフとして、7月31日に実施した穂積小学校区のタウンミーティングでは、子どもが健やかに育つ環境づくりをテーマに4つのグループに分かれてワークショップを行い、希薄化している地域コミュニティの中で、子供たちや若者が地域でつながるためにはどんな取り組みができるのかなど、行政と市民の垣根を越えて、自由で忌憚のない活発な話し合いができました。

また、そのほかの小学校区でも、高齢者の買い物、通院支援、通学路の安全確保、災害への

備えなど、最終8月10日の西小学校区まで、総勢312名の参加となる有意義なタウンミーティングとなりました。

このタウンミーティングは、今年度から始まったばかりではありますが、行政、市民、それぞれの立場で一緒に、自分はまちづくりにおいて何ができるのかを考えるいい機会になったと感じていますし、各小学校区ごとで、まちづくりの芽が顔を出してきたなと感じております。この小さな芽を一歩一歩前へ進めて、市民の皆様方と協働によるまちづくりを進めていきたいと考えている次第でございます。

次に、非核平和都市宣言をして、ことしの11月で9年目となる当市の事業として、8月19日 に瑞穂市平和推進事業みずほ平和の祈り2018を2部構成で開催しました。

第1部では、終戦から73年目を迎え、戦争体験者が少なくなっている状況の中で、元満蒙開拓団員の久保田諌さんに、終戦後、集団自決の末、1人だけ生き残ってしまったという苦悩の中から、悲惨な戦争を二度と繰り返してはいけないという、自身の体験から平和のとうとさを語っていただき、第2部では、広島を中心に全国各地で平和イベントやボランティア活動をしている玉城ちはるさんに、平和への思いや願いを穂積中学校の生徒と、音と言葉で平和の祈りを届けていただきました。改めて、薄れゆく戦争の記憶と悲惨な事実から目をそらすことなく、73年前の悲劇を二度と繰り返さないよう強く願った次第であります。

また、本日の定例会におきましては、平成29年度決算が出そろい、財政状況も明らかになりましたので総括しますと、実質収支は全ての会計において黒字となり、積立金現在高においても、前年度より2億3,232万4,000円増額となり、地方債現在高も、繰り上げ償還などにより、前年度より3億1,582万6,000円減額となりました。

ただ、財政指標の状況を見てみますと、財政力指数においては、3カ年の平均となりますが、前年度より0.01下がり0.76となり、経常収支比率においても社会保障費などの増嵩により、前年度より2.4%上がって87.2%となっています。また、実質公債費比率においても、低い水準で推移しておりますが、前年度より0.1%上がって1.6%となっています。

このような財政指標を見てみますと、地方交付税や合併特例債などの合併による財政上の優遇措置がなくなっている影響が出ているものと感じており、今後の財政運営は厳しいものとなっていきます。そうした状況の中、今後も財政の健全性を維持しつつ、第2次総合計画に掲げた事業をいかに着実に推進、実践するかに力点を置いて進めてまいりますので、議員各位の御理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案いたします議案について述べさせていただきます。 今回上程します議案は、条例の改正に関する案件が3件、決算の認定及び剰余金の処分に関 する案件が8件、補正予算に関する案件が6件の合計17件であります。

それでは順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

まず、議案第49号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市障害者自立支援協議会の委員の定数及び任期を変更するため、市条例の改正を行うものであります。

続きまして、議案第50号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除等する ため、市条例の改正を行うものであります。

続きまして、議案第51号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例についてであります。 瑞穂市文化財保護審議会について、委員が欠けた際に瑞穂市文化財保護審議会の運営に支障 を来すため、市条例の改正を行うものです。

続きまして、議案第52号平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。 歳入総額181億6,209万2,000円、歳出総額173億2,389万8,000円、差し引き額8億3,819万 4,000円のところ、翌年度へ繰り越すべき財源1億5,426万9,000円を除くと、実質収支額は6 億8,392万5,000円となりました。

歳入では、前年度と比較すると、市税、国県支出金、寄附金、繰入金、市債等で11億4,336万8,000円増額となり、地方交付税、繰越金等で4億8,265万円減額となり、総額6億6,071万8,000円の増額となりました。

歳出では、前年度と比較すると、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、 消防費、教育費で7億8,390万7,000円増額となり、土木費、公債費で1,203万5,000円減額とな り、総額7億7,187万2,000円の増額となりました。

続きまして、議案第53号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額59億217万9,000円、歳出総額53億7,925万2,000円、差し引き額5億2,292万7,000円 となりました。

単年度収支では、4,860万7,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税11億5,974万2,000円、国庫支出金11億4,948万4,000円、 前期高齢者交付金11億4,065万3,000円、共同事業交付金12億1,939万7,000円となりました。

歳出の主なものは、保険給付費31億185万6,000円、後期高齢者支援金等6億3,452万5,000円、 共同事業拠出金11億7,947万7,000円となりました。

続きまして、議案第54号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてであります。

歳入総額 4 億7, 403万8, 000円、歳出総額 4 億6, 924万2, 000円、差し引き額479万6, 000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億4,716万1,000円となりました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,791万7,000円となりました。

続きまして、議案第55号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額3億1,289万円、歳出総額3億1,037万2,000円、差し引き額251万8,000円となりました。

平成29年度の1日当たりの給食人員は6,878人で、中学校において201日間の調理を実施しました。

続きまして、議案第56号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について であります。

歳入総額1億8,411万6,000円、歳出総額1億7,767万1,000円、差し引き額644万5,000円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料5,283万6,000円、一般会計繰入金1億1,671万8,000円となりました。

歳出の主なものは、施設管理費3,777万1,000円、公債費1億1,522万2,000円となりました。 続きまして、議案第57号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついてであります。

歳入総額2,465万1,000円、歳出総額2,298万6,000円、差し引き額166万5,000円となりました。 歳入の主なものは、農業集落排水使用料688万5,000円、一般会計繰入金1,550万1,000円とな りました。

歳出は、農業集落排水事業費1,207万5,000円、公債費1,091万1,000円となりました。

続きまして、議案第58号平成29年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出において、収入総額 5 億3,814万6,000円、支出総額 4 億6,103万8,000円 となりました。

損益については、純利益6,441万2,000円となりました。

また、資本的収入及び支出においては、収入総額8,525万5,000円、支出総額2億8,756万3,000円となりました。

続きまして、議案第59号平成29年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてであります。 未処分利益剰余金7,384万3,000円について、減債積立金に700万円、建設改良積立金に5,800 万円を積み立て、858万8,000円を資本金に組み入れるものであります。

続きまして、議案第60号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ8億7,757万9,000円を追加し、総額185億825万7,000円と するものであります。

また、1件の繰越明許費の設定と、4件の債務負担行為の追加補正、2件の地方債の変更補

正をするものであります。

今回の補正では、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金の処分として、公債費の繰り上げ償還に2億8,032万円と公共施設整備基金積立金に6,200万円を計上しました。

それでは、歳入の主なものとして、市税3,731万4,000円、ふるさと応援寄附金など寄附金2 億1,028万円、前年度繰越金4億3,392万5,000円を増額し、地方交付金6,984万1,000円と市債 9,420万円を減額しました。また歳入歳出予算の財源調整として財政調整基金の繰入金を3億 3,500万円増額しました。

歳出の主なものは、総務費で、ふるさと応援寄附金報奨事業として1億2,199万9,000円及び ふるさと応援基金への積立金2億1,000万円を増額し、職員用パソコン購入費の入札差金など で1,712万8,000円を減額しました。

民生費では、児童扶養手当費630万円、保育所の維持補修工事費3,529万5,000円を増額しま した。

土木費では、道路の維持補修工事費7,622万6,000円、市内4路線ほか道路改良工事費に1,391万6,000円、水路など河川維持工事費に2,961万3,000円、都市計画総務費としてJR穂積駅周辺まちづくり基本調査委託料2,160万円と、下水道費における下水道基本計画業務委託料1,366万2,000円を増額しました。

教育費では、校務用パソコン購入費など学校管理費の入札差金4,030万9,000円を減額し、仮 称中山道大月多目的広場整備工事設計業務委託料として2,700万円を増額しました。

続きまして、議案第61号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億9, 346万4, 000円を追加し、総額53億1, 397万9, 000円と するものであります。

歳出の主なものは、基金積立金 3 億2,496万8,000円、諸支出金の療養給付費等負担金償還金 6,714万1,000円などであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を2,946万2,000円減額し、前年度繰越金を4億2,292万 6,000円増額するものであります。

続きまして、議案第62号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ615万3,000円を追加し、総額5億2,489万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金479万5,000円であります。

歳入の主なものは、前年度繰越金479万5,000円であります。

続きまして、議案第63号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)であり

ます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ375万8,000円を追加し、総額3億1,031万1,000円とするものであります。

歳入におきましては、過年度未収金124万1,000円及び前年度繰越金251万7,000円を増額し、 歳出においては、賄い材料代375万8,000円を増額しました。

続きまして、議案第64号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万円を追加し、総額3億7,439万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金344万5,000円を増額し、一般会計繰入金を332万5,000円減額しました。

最後に、議案第65号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。

平成29年度決算額の確定に伴い歳入予算を組みかえるものであり、前年度繰越金を66万 5,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

一部、再度御説明申し上げたいところがございますので、議案第59号、ページのところで言いましたら12ページの最後のところでございますが、858万8,000円を資本金に組み入れるものであります。そのところでちょっと発音のところで8,000と間違えた部分が一部ございましたので訂正させていただきます。858万8,000円を資本金へ組み入れるものであります。

以上、17件の提出議案につきまして概要をご説明させていただきましたが、よろしく御審議 を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせて いただきます。どうか皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長(藤橋礼治君) これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監查委員 井上和子君。

○代表監査委員(井上和子君) それでは、監査委員を代表いたしまして、審査結果について御報告申し上げます。

決算審査の対象は、平成29年度の一般会計と5つの特別会計、財産に関する調書、基金運用 状況に関する調書、公営企業としての水道事業会計の合計9部門でございます。

決算の詳細につきましては、お手元に配りました意見書の決算の概要、事業の実績等をごらんいただきますようお願い申し上げ、私からは審査の結果と意見につきまして、要点を絞り報告させていただきます。

まず、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果でございます。意見

書の1ページをごらんください。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であることを認めました。

当年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入250億5,996万8,874円、歳出236億8,342万1,249円で、前年度に比較しますと、歳入では6億7,922万2,818円(2.8%)、歳出では7億5,562万3,875円(3.3%)それぞれ増加いたしました。詳しくは5ページをごらんください。

歳入歳出差し引き残額は13億7,654万7,625円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は12億2,227万8,625円であり、総収入の4.9%となっております。

一般会計及び特別会計ともに黒字決算で、予算の執行状況はおおむね適正に行われているものと認めました。基金運用状況は関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であるものと認めました。 収入印紙等購買基金につきましては、昨年9月の定期監査の折、使用状況、保管管理面から減額すべきと指摘したところですが、今議会の補正予算となりました。

続いて、審査の意見でございます。 2ページをごらんください。

まず、一般会計についてでございます。

当年度の収入済額は、前年度に比べて6億6,071万8,062円(3.8%)増加し、市税等収納対策推進プロジェクトチームの徴収取り組み強化により、不納欠損額は2,849万9,833円(62.3%)、収入未済額は2,995万333円(12.5%)ともに減少しました。

自主財源の根幹をなす市税の収入済額は、前年度に比べ構成比率が基金繰入金がふえたことによりまして若干減少しましたが、当年度も1億203万3,585円と、前年度と同様1.5%増加しております。今後も継続して収入確保に努力していただきたい。

ふるさと応援寄附金、ふるさと納税の収入は前年度に比べて2億849万9,507円 (237.8%) と大幅に増加し、ふるさと納税の収支は1億1,584万2,744円の黒字となりました。前年度に比べて大幅に増加した要因は、インターネット納付や返礼品の拡充、PRに努めた結果によるものと思われます。自主財源の確保については、ふるさと納税だけに頼ることなく、ほかの方策も含めて最大限検討されたい。

市債は、今年度で合併特例債が満了となり、ほかに財政優遇措置のあるメニューが数少ない ことから、今後の起債発行については、将来に多額の負担を残さないよう、慎重に、より有利 な条件を見きわめて行っていただきたい。

次に、歳出の削減についてでございます。詳しくは24ページ以降をごらんください。

一般会計の節別の決算額は、扶助費、委託料、負担金、補助及び交付金、工事請負費の順になりました。繰出金は前年度に比べ4つの特別会計において減少しました。

歳出全般についてですが、限りある財源を有効に活用するため、常に経費を抑制、削減する 意識を持ち、安易に予算請求をすることなく、積算根拠等についてよく検証して、より適正な 予算の執行管理をしていただきたい。

当年度の実質収支額は6億8,392万5,828円と、前年度に比べ947万3,029円減少し、歳入決算額の3.8%を占め、実質収支額を標準財政規模で除した実質収支比率は6.2%となりました。常に財政状況を把握し、適切に執行されることを望みます。

次に、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業特別会計についてでございます。

国民健康保険事業については、当年度も保険税等の収入及び保険給付費等の支出ともに前年度を大きく下回る状況となっております。その主な要因は、社会保険の適用拡大等に伴い、加入者数が前年度に引き続き減少したことにあります。今後の事業運営に当たり、担当課においても財政基盤は依然として不安定であるとの認識であることから、収納率の向上並びに医療費抑制に努め、国民健康保険事業の健全運営を行っていただきたい。

後期高齢者医療事業については、被保険者が年々増加を続けており、一般会計からの繰入金 及び繰越金が前年度より減少してはおりますが、予算の見通しを誤ると多額の繰越金を発生さ せかねないため、今後も必要な繰入金、繰入額となるように運営していただきたい。

次に、学校給食事業特別会計についてでございます。

当年度の実質収支額は251万8,629円の黒字となりました。単年度実質収支659万9,317円の赤字ですが、その要因は健全な事業を念頭に安全安心かつ地産地消を推進し、過去最大となった繰越金911万8,006円の執行に努めた結果、給食事業費が大きく増加したことによります。学校給食事業特別会計の事業運営は、変動要因を多く含みますので容易ではない中、健全な事業運営に取り組んでいただいた姿勢は理解しますが、まだ結果が決算に反映されているとは言えません。今回までのことを教訓に、今後も給食の質、レベルが下がらないよう、常に収支バランスの均衡を図り、健全な経営を図るよう、教育委員会一丸となって努力していただきたい。

次に、下水道事業、農業集落排水事業特別会計についてでございます。

下水道事業については、瑞穂処理区の整備が計画されているものの、3年連続して予算は執行されていない現状です。整備の規模等によっては多大な費用が発生し、後世に大きな負担を残す事業であり、加えて両事業においては、今後、既存の施設管理、管路の老朽化等による維持管理費の増嵩すると予測されることから、効率的な経営と予算のあり方について、いま一度検討していただきたい。

次に、予算の管理、流用についてでございます。

今年度の決算審査において、歳入においては、科目誤りや繰越明許費を設定した地方創生事業の財源誤りによる歳入欠陥が、歳出においては、多額の不用額や名称誤りが生じており、財政規律の緩んだ事案が散見されました。

予算流用については、当年度においても予算計上漏れや積算誤り等の初歩的なミスが散見され、流用自体が不用であったり、流用元へ流用したりする案件が存在しました。平成32年度から努力義務となる内部統制の整備を念頭に、適正な予算計上と予算管理を徹底していただきたい。

現在、瑞穂市の人口は増加傾向にあり、2025年をピークに穏やかではあるが減少すると予測され、対策が講じられているところではありますが、今後、税収等の歳入において、大幅な増加は見込めず、社会保障費や医療費の増加、公共施設の老朽化等による経費の増嵩は不可避であり、決して楽観視できるものではありません。健全な行財政運営とはどうあるべきかを中・長期的な展望に立ち、大胆なスクラップ・アンド・ビルドを心がけ、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、常に計画を見直すことも含め、横の連携を密にして行財政運営に取り組まれることを要望します。

続きまして、水道事業会計の審査結果に移ります。

水道事業会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

審査の結果でございますが、審査に付された決算書及び財務諸表は、所定の方法により審査 した限りにおいて、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されたもので、経営成績及 び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

当年度の経営収支は、総収益 5 億278万4,300円に対し、総費用 4 億3,837万1,851円で、差し引き6,441万2,449円の純利益となりました。前年度に比較すると、配水及び給水費の増加に伴い、3,377万9,631円減少しております。

当年度未処分利益剰余金7,384万2,912円は、減債積立金700万円、建設改良積立金に5,800万円を積み立て、自己資本金へ858万8,267円を組み入れる計画であります。

なお、収益率、構成比率、財務比率等各項目については、計数を対比させ、分析・検討を加 えた結果、その数値は概して良好であると認められました。

流動負債の返済能力を示す指標でありますが、業務活動によるキャッシュ・フロー対流動負債比率において、数値が前年度より大きく減少し26.0%となりましたが、これは別府水源地の建設費に係る未払金が皆減したためであり、短期的な支払い能力に問題はないと言えます。

続いて、審査の意見でございます。

資金運用面につきまして、当年度は公金管理委員会で検討した結果、国債などの有価証券を売り、購入しないとのことでしたが、今後も常に最も安全かつ有利な資金運用の協議、検討を行っていただきたい。

次に、経理面でございます。

当年度も多額の過年度損益修正損益は、決算上は発生しておりませんが、少額であることから、前年度に引き続き雑収益と計上されております。過年度損益修正は固定資産の計上誤りに

よるもので、本来あってはならないものであり、損益をわかりにくくするため適正な事務処理 に努めていただきたい。

また、水道料金に還付未済が発生した場合の処理において、収入未済額と未収金との整合性がとれておらず、正しく仕分けし処理するよう改善していただきたい。

業務面でございます。

当年度の有収率は77.2%で、前年度に比較すると0.5%減少しましたが、平成26年、3年前に比べますと3.1%減少しております。その要因は、年間有収水量と年間配水量の差が年々拡大しているためと思われ、原因究明のため漏水調査を行っているとのことではありますが、結果は見られません。有収率は施設の稼働状態がそのまま収益につながっているかを示す業務指標であり、目標値は85.0%とのことではありますが、まずは類似団体平均値の達成に向け、調査方法の見直しも含め早急に検討し、実施していただきたい。

今後の水道事業経営につきまして、現金預金が年々減少しつつある厳しい財源の現状を踏まえ、独立採算制の経営の原則に立脚した事業運営の推進を図り、一層の企業努力をするとともに、漏水防止対策の推進、老朽化に伴う施設修繕・設備の更新、施設・管路の耐震化など、他課との連携も含め、いま一度見直し、水道システム全体に対する長期的視野での計画に基づく財政運営をしていただきたい。

このほか、財政健全化審査及び下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計における経営健全化審査につきまして実施したところ、財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生せず、実質公債費比率は1.6%と、前年度に比べ0.1%上がりました。また、3つの会計における経営健全化判断比率につきましては、資金不足比率は発生しておりません。

審査の結果、意見は以上でございますが、当年度の決算審査の過程において、一部に検討・ 改善を要すると思われる細部の事項が例年以上にあり、その都度、関係職員に口頭で強く要請 したところであります。この一年、定期監査、例月出納検査においても、あってはならない不 正な事務処理、不適正な委託契約、会計処理等が発生しております。内部統制が機能するよう 改善されること、また加えて、費用対効果、健全な行財政運営の面からも、将来の維持管理費 等も含め検討された上で、新しい事業を計画していただくことを強く望み、私の報告を終わり ます。どうもありがとうございました。

〇議長(藤橋礼治君) これで、監査委員からの決算審査の意見を終わります。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。 [「異議なし」の声あり]

〇議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

延会 午前10時43分